

農林水産商工委員会資料

(農林水産部所管分)

■ 付託議案

【条例案】

第 1 1 7 号議案 使用料及び手数料の額の改定等に関する条例〔関係分〕 … P1～P7

【一般事件案】

第 1 2 0 号議案 県の行う建設事業に対する市町村の負担について〔関係分〕 … P8

【予算案】

第 1 0 0 号議案 令和 7 年度島根県一般会計補正予算（第 3 号）〔関係分〕

第 1 0 7 号議案 令和 7 年度島根県農林漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号） … P9～P21

■ 報告事項

①島根県のＪ－クレジットの取組について … P22

②島根型 6 次産業推進事業補助金に関する損害賠償請求事件の判決確定について … P23

③「獣医師の育成など酪農業を守るための連携協定」について … P24

④第 1 6 回全日本ホルスタイン共進会（北海道大会）について … P25

⑤市町村が実施したため池廃止工事に係る会計検査院の指摘について … P26

令和 7 年 1 0 月 1 日・2 日
農 林 水 産 部

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例〔関係分〕

1. 改正の趣旨

第2期中期財政運営方針に基づき受益者負担の適正化を図るため、労務費や物価の上昇を踏まえた使用料及び手数料の見直しを一斉に実施する。

2. 見直しの対象等（全部局共通）

(1) 見直しの対象

県が条例、規則等で定める使用料・手数料のうち、以下を除くもの

- ・政令等で単価が設定されているもの
- ・地価のみを積算根拠としているもの

(2) 見直しの方法

ア 原則

現行の単価の根拠となっている積算を直近の実績に基づき置き換えて積算。その結果、5%を超える変動があれば、改定を実施

イ 例外

指定管理施設の使用料（観覧料、ホール・会議室使用料等）については、近隣の類似施設等を参考に単価設定していることから、人件費、物件費、光熱水費等の上昇率を踏まえて設定した共通の改定率（+10%）等に基づき積算

ウ 上限

急激な値上げによる県民生活への影響に配慮し、積算額が現行単価の1.5倍を超えるものは、1.5倍を上限に設定

3. 改正対象条例（関係課）

- (1) 島根県手数料条例（農山漁村振興課、畜産課、水産課、沿岸漁業振興課）
- (2) 島根県農業技術センター分析等手数料条例（農業経営課）
- (3) 島根県立農業研修館条例（農業経営課）
- (4) 島根県立農林大学校条例（農業経営課）
- (5) 島根県花振興センター条例（産地支援課）
- (6) 島根県家畜保健衛生所条例（畜産課）
- (7) 島根県畜産技術センター分析等手数料条例（畜産課）
- (8) 島根県立ふるさとの森条例（林業課）
- (9) 島根県立穴道湖自然館条例（水産課）

※以下、参考（その他規則等の改正）

- ・島根県農業技術センター設備機器貸付規則（農業経営課）
- ・島根県畜産技術センター設備機器貸付規則（畜産課）
- ・家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく講習会の受講科目の一部を免除される者に係る手数料の額（畜産課）

4. 見直し結果

- (1) 改定等を行った項目の件数 122件（改定：116件、廃止：6件）
※見直しを行った項目については別紙参照
- (2) 影響額 10,426千円（指定管理者の料金収入を含む。）

5. 施行期日

令和8年4月1日

改正一覽

(1) 島根県手数料条例 (農山漁村振興課、畜産課、水産課、沿岸漁業振興課)

手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額 (改正前)	手数料の額 (改正後)
家畜商法関係 手数料	1 家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の規定に基づく家畜商の免許を受けようとする者		
	(1) 家畜の取引の業務（家畜商法第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務に限る。）に従事する使用人その他の従業者（(2)において「従業者」という。）の数が5人以上である場合	2,510円	3,520円
	(2) 従業者の数が1人以上4人以下である場合	1,910円	2,860円
	(3) その他の場合	1,600円	2,140円
	2 家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第5条の規定に基づく家畜商免許証の書換え交付を受けようとする者又は同令第6条の規定に基づく家畜商免許証の再交付を受けようとする者	1,110円	1,390円
肥料の品質の 確保等に関する 法律関係手 数料	1 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下この項において「法」という。）第4条第1項又は第3項の規定に基づく肥料の登録を受けようとする者		
	(1) 法第4条第1項第6号の肥料に係るもの	18,000円	19,000円
	(2) 法第4条第1項第7号の肥料に係るもの	35,000円	38,000円
家畜改良増殖 法関係手数料	1 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下この項において「法」という。）第16条第1項の規定に基づく家畜人工授精師の免許を受けようとする者	1,800円	2,270円
	2 法第16条第2項の規定に基づく講習会を受けようとする者（受講科目の一部について受講を免除される者を除く。）		
	(1) 家畜人工授精に関する講習会	18,500円	26,000円
	(2) 家畜体内受精卵移植に関する講習会	32,000円	48,000円
	3 法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可を受けようとする者	5,700円	7,320円
	4 家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付又は同令第6条第1項の規定に基づく再交付を受けようとする者	780円	1,170円
	5 家畜改良増殖法施行令第9条に基づく家畜人工授精師免許の書換え交付又は同令第10条第1項の規定に基づく再交付を受けようとする者	1,700円	2,550円
漁業法関係手 数料	6 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定に基づく許可証の書換え交付又は同令第39条第1項の規定に基づく許可証の再交付を受けようとする者	1,700円	2,550円
	1 漁業法（昭和24年法律第267号。以下この項において「法」という。）第57条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る許可を受けようとする者	2,900円	3,430円
	2 法第58条において準用する法第47条の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る許可内容の変更の許可を受けようとする者	2,400円	3,220円
	3 法第69条第1項の規定に基づく漁業権の免許を受けようとする者	3,700円	4,090円
	4 法第72条第6項の規定に基づく漁業権共有の認可を受けようとする者	3,700円	3,990円
	5 法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許を受けようとする者	2,500円	3,410円
	6 法第78条第2項の規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権設定の認可を受けようとする者	1,200円	1,790円
	7 法第79条第1項ただし書の規定に基づく個別漁業権移転の認可を受けようとする者	1,200円	1,790円
	8 法第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の漁業の許可を受けようとする者	2,500円	2,930円

手数料の種類別	手数料を納めなければならない者	手数料の額 (改正前)	手数料の額 (改正後)
漁船法関係手数料	1 漁船法(昭和25年法律第178号。以下この項において「法」という。)第10条第1項の規定に基づく漁船の登録を受けようとする者 (1) 総トン数20トン未満の動力漁船	1 隻につき 6,900円	1 隻につき 7,520円
	(2) 総トン数20トン以上の動力漁船	1 隻につき 7,400円	1 隻につき 7,820円
	2 法第12条第3項の規定に基づく漁船登録票の再交付を受けようとする者	1 隻につき 2,400円	1 隻につき 2,740円
	3 法第13条の規定に基づく漁船の検認を受けようとする者	1 隻につき 3,600円	1 隻につき 4,650円
	4 法第17条第1項の規定に基づく漁船の変更の登録を受けようとする者 (1) 無動力漁船	1 隻につき 2,300円	1 隻につき 2,850円
	(2) 総トン数20トン未満の動力漁船	1 隻につき 3,400円	1 隻につき 3,930円
	(3) 総トン数20トン以上の動力漁船	1 隻につき 3,700円	1 隻につき 4,420円
	5 法第21条の規定に基づく漁船登録謄本の交付を受けようとする者	用紙1枚につき 450円	用紙1枚につき 480円
漁業登録令関係手数料	漁業登録令(昭和26年政令第292号)第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿及び漁場図の謄本又は抄本の交付を受けようとする者	用紙1枚につき 520円	用紙1枚につき 760円
小型漁船の総トン数の測度に関する政令関係手数料	小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第269号)第1条の規定に基づく小型漁船の総トン数の測度を受けようとする者		
	1 総トン数3トン未満の小型漁船	1 隻につき 10,000円	1 隻につき 10,600円
	2 総トン数3トン以上5トン未満の小型漁船 (1) 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合	1 隻につき 16,000円	[略]
	(2) その他の場合	1 隻につき 10,000円	1 隻につき 10,600円
輸出水産業の振興に関する法律関係手数料	輸出水産業の振興に関する法律(昭和29年法律第154号)第3条第1項の規定に基づく輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録を受けようとする者	12,000円	13,600円

(2) 島根県農業技術センター分析等手数料条例 (農業経営課)

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額 (改正前)	手数料の額 (改正後)
土壌分析	水素イオン濃度、電気伝導度又は水分	1 試料1項目につき 1,220円	1 試料1項目につき 1,310円
	仮比重又は吸水速度	1 試料1項目につき 2,310円	1 試料1項目につき 2,510円
	ほ場容水量、最大容水量又は三相分布	1 試料1項目につき 3,900円	1 試料1項目につき 4,110円
農業用水分析	水素イオン濃度又は電気伝導度	1 試料1項目につき 1,220円	1 試料1項目につき 1,310円
	農薬	1 試料につき 11,400円	1 試料につき 12,600円

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額（改正前）		手数料の額（改正後）	
農業用水分析	農薬	1 試料につき	<u>11,400円</u>	1 試料につき	<u>12,600円</u>
	ガスクロマトグラフ質量分析	1 試料につき	<u>34,200円</u>	1 試料につき	<u>37,100円</u>
肥料分析	水素イオン濃度	1 試料につき	<u>1,180円</u>	1 試料につき	<u>1,260円</u>
	水分	1 試料につき	<u>1,240円</u>	1 試料につき	<u>1,400円</u>
	塩素	1 試料につき	<u>2,050円</u>	1 試料につき	<u>2,520円</u>
	水溶性りん酸	1 試料につき	<u>2,150円</u>	1 試料につき	<u>2,260円</u>
	水溶性加里	1 試料につき	<u>2,400円</u>	1 試料につき	<u>2,520円</u>
	水溶性窒素	1 試料につき	<u>2,450円</u>	1 試料につき	<u>2,610円</u>
	可溶性けい酸	1 試料につき	<u>2,700円</u>	1 試料につき	<u>2,930円</u>
	炭素全量	1 試料につき	<u>2,740円</u>	1 試料につき	<u>2,950円</u>
	りん酸全量	1 試料につき	<u>3,170円</u>	1 試料につき	<u>3,580円</u>
	硝酸態窒素	1 試料につき	<u>3,310円</u>	1 試料につき	<u>3,510円</u>
	加里全量、苦土全量又は石灰全量	1 試料 1 項目につき	<u>3,420円</u>	1 試料 1 項目につき	<u>3,840円</u>
	窒素全量	1 試料につき	<u>3,460円</u>	1 試料につき	<u>3,680円</u>
	アルカリ分又は亜鉛全量	1 試料 1 項目につき	<u>3,490円</u>	1 試料 1 項目につき	<u>3,850円</u>
	水銀	1 試料につき	<u>4,300円</u>	1 試料につき	<u>4,690円</u>
	カドミウム又は銅全量	1 試料 1 項目につき	<u>5,190円</u>	1 試料 1 項目につき	<u>5,880円</u>
その他	成績書の複本の交付	1 通につき	<u>750円</u>	1 通につき	<u>880円</u>
	その他の分析	1 試料 1 項目につき	<u>2,460円</u>	1 試料 1 項目につき	<u>3,490円</u>

(3) 島根県立農業研修館条例（農業経営課）

名称	使用料の額					
	午前 9 時から正午まで		午後 1 時から午後 5 時まで		午前 9 時から午後 5 時まで	
	(改正前)	(改正後)	(改正前)	(改正後)	(改正前)	(改正後)
第一研修室	<u>1,940円</u>	<u>2,130円</u>	<u>2,330円</u>	<u>2,560円</u>	<u>3,900円</u>	<u>4,290円</u>
第二研修室	<u>1,140円</u>	<u>1,250円</u>	<u>1,350円</u>	<u>1,480円</u>	<u>2,280円</u>	<u>2,500円</u>
調理加工実習室	<u>640円</u>	<u>700円</u>	<u>770円</u>	<u>840円</u>	<u>1,290円</u>	<u>1,410円</u>

名 称	使用料の額（改正前）		使用料の額（改正後）	
宿泊室	1 人 1 泊につき	<u>740円</u>	1 人 1 泊につき	<u>810円</u>

(4) 島根県立農業大学校条例（農業経営課）

区 分	金額（改定前）		金額（改定後）	
証明書交付手数料	1 通につき	<u>500 円</u>	1 通につき	<u>550 円</u>

(5) 島根県花振興センター条例（産地支援課）

区 分	利用料金の基準額（改正前）		利用料金の基準額（改正後）	
園芸教室	1 時間につき	<u>1,000円</u>	1 時間につき	<u>1,100円</u>

区分	観覧料の基準額（１人１回につき）				年間観覧料（同一人が１年間観覧する場合の観覧料をいう。）の基準額	
	個人の場合		団体（２０人以上の場合をいう。）の場合その他指定管理者が別に定める割引制度に該当する場合			
	（改正前）	（改正後）	（改正前）	（改正後）	（改正前）	（改正後）
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	<u>100円</u>	<u>110円</u>	80円	〔略〕	<u>500円</u>	<u>550円</u>
その他の者	<u>200円</u>	<u>220円</u>	<u>160円</u>	<u>170円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,100円</u>

(6) 島根県家畜保健衛生所条例（畜産課）

検査の種類	手数料の額（改正前）	手数料の額（改正後）
結核	1 頭につき 240円	1 頭につき 360円
ブルセラ症	1 頭につき 240円	1 頭につき 360円
ヨーネ病		
1 エライザ法による検査	1 頭につき 800円	1 頭につき 1,200円
2 ヨーニン検査	1 頭につき 230円	1 頭につき 340円
3 ヨーネ病培養検査	1 頭につき 990円	1 頭につき 1,480円
馬伝染性貧血	1 頭につき 1,220円	1 頭につき 1,470円
家きんサルモネラ症	1 羽につき 50円	1 羽につき 70円
腐蛆病	1 群につき 60円	1 群につき 80円
微生物学的検査		
1 無染色又は普通染色の顕微鏡検査	1 試料 1 検査につき 170円	1 試料 1 検査につき 250円
2 培養検査、薬剤感受性検査、蛍光顕微鏡検査又はその他の微生物学的検査	1 試料 1 検査につき 500円	1 試料 1 検査につき 750円
血清学的検査		
1 ヨーネ病エライザ法による検査	1 試料につき 840円	1 試料につき 1,260円
2 牛伝染性リンパ腫抗体検査	1 試料につき 910円	1 試料につき 1,360円
3 その他の血清学的検査	1 試料 1 検査につき 730円	1 試料 1 検査につき 1,090円
遺伝子学的検査		
1 ヨーネ病リアルタイムPCR法による検査	1 試料につき 4,750円	1 試料につき 6,630円
2 その他の遺伝子学的検査	1 試料 1 検査につき 900円	1 試料 1 検査につき 1,350円
精液検査	1 試料につき 1,260円	1 試料につき 1,890円

注射等の種類	手数料の額（改正前）	手数料の額（改正後）
流行性脳炎ワクチン	1 頭につき 730円	1 頭につき 870円
炭疽ワクチン	1 頭につき 290円	1 頭につき 430円
イバラキ病ワクチン	1 頭につき 470円	1 頭につき 700円
牛流行熱ワクチン	1 頭につき 490円	1 頭につき 730円
牛流行熱・イバラキ病混合ワクチン	1 頭につき 630円	1 頭につき 870円
気腫痘ワクチン	1 頭につき 420円	1 頭につき 630円
牛異常産3種混合ワクチン	1 頭につき 2,080円	1 頭につき 2,260円
馬インフルエンザワクチン	1 頭につき 2,110円	1 頭につき 3,160円

(7) 島根県畜産技術センター分析等手数料条例（畜産課）

分析の方法	分析の項目	金額（改正前）	金額（改正後）
近赤外線による分析法	水分、粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維及び粗灰分	1 試料につき 1,650円	1 試料につき 1,820円
化学的分析法	水分、粗たんぱく質、粗脂肪、粗繊維及び粗灰分	1 試料につき 7,930円	1 試料につき 8,590円

区分	金額（改正前）	金額（改正後）
経膈採卵による体外受精卵の生産	1 回につき 35,600円	1 回につき 37,600円
遺伝性疾患の保因判定	1 件につき 2,150円	1 件につき 2,260円

(8) 島根県立ふるさとの森条例（林業課）

施設の名称	使用料の額（改正前）	使用料の額（改正後）
ふるさと森林公園森林学習展示館学習室	1 時間につき 570円	1 時間につき 620円

(9) 島根県立宍道湖自然館条例（水産課）

区分	観覧料の基準額（１人１回につき）				年間観覧料（同一人が１年間観覧する場合の観覧料）の基準額	
	個人の場合		団体（２０人以上の場合をいう。）の場合その他指定管理者が別に定める割引制度に該当する場合			
	（改正前）	（改正後）	（改正前）	（改正後）	（改正前）	（改正後）
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	200円	220円	160円	170円	500円	560円
その他の者	510円	560円	400円	440円	1,430円	1,580円

(参考) 島根県農業技術センター設備機器貸付規則（農業経営課）

設備機器の種類	貸付料の額（改正前）		貸付料の額（改正後）	
恒温接種箱（A）	1時間につき	190円	1時間につき	210円
恒温接種箱（B）	1時間につき	160円	1時間につき	180円
遠心分離機	1時間につき	190円	1時間につき	220円
種子乾燥装置	1時間につき	200円	1時間につき	240円

(参考) 島根県畜産技術センター設備機器貸付規則（畜産課）

設備機器の種類	貸付料の額（改正前）		貸付料の額（改正後）	
固体試料TOC測定システム	1時間につき	220円	〔廃止〕	
イオンクロマトグラフ	1時間につき	150円	〔廃止〕	
窒素自動蒸溜滴定装置	1時間につき	170円	〔廃止〕	
高速液体クロマトグラフ(B)	1時間につき	300円	〔廃止〕	
原子吸光分光光度計	1時間につき	280円	〔廃止〕	
ガスクロマトグラフ	1時間につき	220円	〔廃止〕	
受精卵処理装置(実体顕微鏡、クリーンベンチ、記録保存システム、プログラムフリーザー及びマルチガスCO ₂ インキュベータ)	1回につき	6,880円	1回につき	10,300円

(参考) 家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく講習会の受講科目の一部を免除される者に係る手数料の額（畜産課）

講習会の種類	手数料の額（改正前）	手数料の額（改正後）
家畜人工授精に関する講習会	130円に受講を免除されない受講科目の時間数の合計数（以下「受講時間数」という。）を乗じて得た額	180円に受講を免除されない受講科目の時間数の合計数（以下「受講時間数」という。）を乗じて得た額
家畜受精卵移植に関する講習会	250円に受講時間を乗じて得た額	370円に受講時間を乗じて得た額

第120号議案

県の行う建設事業に対する市町村の負担について〔関係分〕

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定に基づき、県の行う令和7年度建設事業に要する経費の一部を、次のとおり関係市町村に負担させるものとする。

分類	事業名	事業費（事務費を除く。）に対する市町村負担率	根拠法令
農業農村整備事業	経営体育成基盤整備事業	$\frac{1}{10}$	土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項
	基幹農道整備事業	$\frac{1}{10}$	
	県営中山間地域総合整備事業	$\frac{0.5}{10} \sim \frac{1.5}{10}$	
	国営造成施設管理事業	$\frac{1}{3}$	
	県営ため池等整備事業	$\frac{0.6}{10} \sim \frac{1.1}{10}$	
	一般農道整備事業	$\frac{1}{10}$	
	県営水利施設等保全高度化事業	$\frac{1}{10} \sim \frac{1.5}{10}$	
	県営農地耕作条件改善事業	$\frac{1}{10} \sim \frac{1.5}{10}$	
	県営農業水路等長寿命化・防災減災事業	$\frac{1.5}{10}$	
農業農村整備事業	県営中山間地域総合整備事業	$\frac{2.5}{10}$	地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項
	一般農道整備事業	$\frac{1}{10}$	
	ふるさと農道整備事業	$\frac{1}{10} \sim \frac{2.5}{10}$	
	経営体育成基盤整備事業	$\frac{1}{10} \sim \frac{1.75}{10}$	
	県単基幹水利施設整備事業	$\frac{2.5}{10}$	
	県単基幹水利施設緊急整備事業	$\frac{2.5}{10}$	
	農道保全対策事業	$\frac{0.8}{10} \sim \frac{2.5}{10}$	
	県営農業水路等長寿命化・防災減災事業	$\frac{1.75}{10} \sim \frac{2.25}{10}$	
	県営水利施設等保全高度化事業	$\frac{2.1}{10}$	
	基幹農道整備事業	$\frac{1}{10}$	
	県営用排水施設等整備事業	$\frac{1.6}{10}$	
	県単ため池安全確保事業	0 $\sim \frac{3.3}{10}$	
林道事業整備	県営林道整備事業	0 $\sim \frac{1}{10}$	地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項
	県単林道整備事業	0 $\sim \frac{1}{10}$	
漁港事業整備	水産物供給基盤機能保全事業	$\frac{2.5}{10}$	地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項

農林水産部 令和7年度9月補正予算の概要

1 目的別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)
款6. 農林水産業費	44,687,010	838,641	45,525,651	101.9
款11. 災害復旧費	2,975,327	13,143	2,988,470	100.4
部 合 計	47,662,337	851,784	48,514,121	101.8

2 課別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目		補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農 業	農 林 水 産 総 務 課	761,714	▲ 277	761,437	100.0
	農 山 漁 村 振 興 課	4,511,022	75,411	4,586,433	101.7
	農 業 経 営 課	7,308,429	33,269	7,341,698	100.5
	産 地 支 援 課	1,486,014	▲ 16,460	1,469,554	98.9
	畜 産 課	2,394,299	▲ 236	2,394,063	100.0
	しまねブランド推進課 (農 林 水 産 業 費)	230,745	110,623	341,368	147.9
	農 村 整 備 課	5,023,740	▲ 30,769	4,992,971	99.4
	農 地 整 備 課	7,914,781	289,369	8,204,150	103.7
	(小 計)	29,630,744	460,930	30,091,674	101.6
林 業	林 業 課	4,457,613	7,386	4,464,999	100.2
	森 林 整 備 課	6,530,191	47,548	6,577,739	100.7
	(小 計)	10,987,804	54,934	11,042,738	100.5
水 産 業	水 産 課	3,914,047	337,777	4,251,824	108.6
	沿 岸 漁 業 振 興 課	3,129,742	▲ 1,857	3,127,885	99.9
	(小 計)	7,043,789	335,920	7,379,709	104.8
部 合 計		47,662,337	851,784	48,514,121	101.8

3 特別会計

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較(％) (C)/(A)
農 林 漁 業 改 善 資 金	323,138	38,571	361,709	111.9
中 海 水 中 貯 木 場	17,235	0	17,235	100.0
部 合 計	340,373	38,571	378,944	111.3

4 内訳

(1) 公共事業 (①～⑤の計)

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
公共事業 (①～⑤の計)	19,176,922	550,981	19,727,903	102.9

① 補助公共

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農村整備課	3,893,789	▲ 23,275	3,870,514	99.4
農地整備課	3,432,715	224,796	3,657,511	106.5
森林整備課	3,080,443	125,888	3,206,331	104.1
水産課	1,836,290	306,158	2,142,448	116.7
合計	12,243,237	633,567	12,876,804	105.2

② 県単公共

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農村整備課	207,669	▲ 10,321	197,348	95.0
農地整備課	220,620	0	220,620	100.0
森林整備課	452,328	▲ 92,265	360,063	79.6
水産課	208,448	20,000	228,448	109.6
合計	1,089,065	▲ 82,586	1,006,479	92.4

③ 受託事業

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農村整備課	57,750	0	57,750	100.0
農地整備課	0	0	0	#DIV/0!
合計	57,750	0	57,750	100.0

④ 災 害 関 連 公 共 事 業

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農 地 整 備 課	1,093,000	0	1,093,000	100.0
補 助	239,000	0	239,000	100.0
県 単	854,000	0	854,000	100.0
森 林 整 備 課	1,668,600	0	1,668,600	100.0
補 助	955,000	0	955,000	100.0
県 単	713,600	0	713,600	100.0
水 産 課	131,000	0	131,000	100.0
補 助	89,000	0	89,000	100.0
県 単	42,000	0	42,000	100.0
合 計	2,892,600	0	2,892,600	100.0
補 助	1,283,000	0	1,283,000	100.0
県 単	1,609,600	0	1,609,600	100.0

⑤ 災 害 復 旧 事 業

(単位：千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農 地 整 備 課	2,253,000	0	2,253,000	100.0
森 林 整 備 課	509,000	0	509,000	100.0
水 産 課	132,270	0	132,270	100.0
合 計	2,894,270	0	2,894,270	100.0

(2) 一般事業

(単位：千円、%)

項 目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農 林 水 産 総 務 課	761,714	▲ 277	761,437	100.0
農 山 漁 村 振 興 課	4,511,022	75,411	4,586,433	101.7
農 業 経 営 課	7,308,429	33,269	7,341,698	100.5
産 地 支 援 課	1,486,014	▲ 16,460	1,469,554	98.9
畜 産 課	2,394,299	▲ 236	2,394,063	100.0
しまねブランド推進課 (農林水産業費)	230,745	110,623	341,368	147.9
農 村 整 備 課	864,532	2,827	867,359	100.3
農 地 整 備 課	915,446	64,573	980,019	107.1
(小 計)	18,472,201	269,730	18,741,931	101.5
林 業 課	4,457,613	7,386	4,464,999	100.2
森 林 整 備 課	819,820	13,925	833,745	101.7
(小 計)	5,277,433	21,311	5,298,744	100.4
水 産 課	1,606,039	11,619	1,617,658	100.7
沿 岸 漁 業 振 興 課	3,129,742	▲ 1,857	3,127,885	99.9
(小 計)	4,735,781	9,762	4,745,543	100.2
合 計	28,485,415	300,803	28,786,218	101.1

(3) 特別会計

(単位：千円、%)

項 目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)	比較 (%) (C)/(A)
農 業 改 良 資 金	16,402	▲ 2	16,400	100.0
林 業 改 善 資 金	195,998	40,000	235,998	120.4
林 業 就 業 促 進 資 金	100,275	1,180	101,455	101.2
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	10,463	▲ 2,607	7,856	75.1
農林漁業改善資金 計	323,138	38,571	361,709	111.9
中 海 水 中 貯 木 場	17,235	0	17,235	100.0
合 計	340,373	38,571	378,944	111.3

○地方債 ※議案その一 P13~P14

(変更分) 土地改良事業債 ほか6件

○債務負担行為 ※議案その一 P9

(追加分) 県営ため池等整備事業費

令和7年度9月補正予算 農林水産部 課別一覧表

(1) 農林水産総務課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	761,714	▲ 277	761,437	[財源] 県 ▲277
1 一般職給与費	422,959	▲ 277	422,682	一般職員 49人

(2) 農山漁村振興課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	4,511,022	75,411	4,586,433	[財源] 国 48,468 県 26,943
1 一般職給与費	150,120	4,083	154,203	一般職員 21人
2 中山間地域等直接支払事業費	1,599,500	67,953	1,667,453	国の内示に伴う増
3 野生鳥獣被害対策事業費	403,507	3,375	406,882	ツキノワグマ対策事業 【個別資料】

(3) 農業経営課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	7,308,429	33,269	7,341,698	[財源] 国 40,476 県 ▲7,207
1 一般職給与費	1,882,295	▲ 7,207	1,875,088	一般職員 259人
2 担い手総合支援事業費	87,697	40,476	128,173	スマート農業・農業支援サービス事業導入サポート緊急対策事業【個別資料】

【特別会計】

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
農林漁業改善資金特別会計	16,402	▲ 2	16,400	[財源] その他 ▲2
1 予備費	7,617	▲ 2	7,615	R6償還額確定による繰越金の減

(4) 産地支援課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	1,486,014	▲ 16,460	1,469,554	[財源] 県 ▲16,460
1 一般職給与費	223,451	▲ 21,018	202,433	一般職員 29人
2 有機農業推進事業費	33,449	3,000	36,449	有機米の生産拡大推進事業【個別資料】
3 花ふれあい公園事業費	97,661	1,558	99,219	物価上昇への対応に伴う指定管理料の増

(5) 畜産課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	2,394,299	▲ 236	2,394,063	[財源] 県 ▲236
1 一般職給与費	525,396	▲ 236	525,160	一般職員 70人

(6) しまねブランド推進課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	230,745	110,623	341,368	[財源] 県 110,623
1 一般職給与費	29,682	92	29,774	一般職員 4人
2 原材料確保支援事業費	0	110,531	110,531	両部共管で説明

(7) 農村整備課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	5,023,740	▲ 30,769	4,992,971	[財源] 国 ▲23,847 分・負 12,124 県債 8,617 その他 ▲4,050 県 ▲23,613
1 一般職給与費	623,726	2,827	626,553	一般職員 88人
2 経営体育成基盤整備事業費	2,035,641	▲ 43,490	1,992,151	国の内示に伴う減
3 県営中山間地域総合整備事業費	608,512	91,919	700,431	国の内示に伴う増
4 基幹農道整備事業費	172,900	▲ 64,700	108,200	国の内示に伴う減
5 一般農道整備事業費	179,400	33,000	212,400	国の内示に伴う増

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
6 農業集落排水事業費	164,800	▲ 45,404	119,396	国の内示に伴う減
7 農道保全対策事業費	351,900	8,900	360,800	国の内示に伴う増
8 公共事業調査設計費	91,313	▲ 20,213	71,100	国の内示に伴う減
9 団体営農山漁村振興交付金事業費	14,000	▲ 5,600	8,400	国の内示に伴う減
10 団体営農地耕作条件改善事業費	320,236	8,600	328,836	国の内示に伴う増
11 県単農地集積促進事業費	9,156	3,392	12,548	実施設計に伴う事業費の増

(8) 農地整備課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	7,914,781	289,369	8,204,150	[財源] 国 93,725 分・負 85,998 県債 53,100 県 56,546
1 一般職給与費	404,293	25,932	430,225	一般職員 61人
2 直轄土地改良事業負担金	204,600	38,641	243,241	国の内示に伴う増
3 県営水利施設等保全高度化事業費	843,200	▲ 14,700	828,500	国の内示に伴う減
4 県営農業水路等長寿命化・防災減災事業費	454,500	▲ 109,100	345,400	国の内示に伴う減
5 団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業費	475,159	3,227	478,386	国の内示に伴う増
6 地すべり対策事業費	216,374	91,740	308,114	国の内示に伴う増
7 県営ため池等整備事業費	1,084,061	263,629	1,347,690	国の内示に伴う増
8 県営用排水施設等整備事業費	74,500	▲ 10,000	64,500	国の内示に伴う減

(9) 林業課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	4,457,613	7,386	4,464,999	[財源] 県 7,386
1 一般職給与費	584,227	7,386	591,613	一般職員 79人

【特別会計】

農林漁業改善資金特別会計	296,273	41,180	337,453	[財源] その他 41,180
1 林業改善資金予備費	64,965	40,000	104,965	R6貸付額・償還額確定による繰越金の増
2 林業就業促進資金予備費	50,939	1,180	52,119	R6貸付額・償還額確定による繰越金の増

(10) 森林整備課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	6,530,191	47,548	6,577,739	[財源] 国 21,574 分・負 12,685 県債 17,400 県 ▲4,111
1 一般職給与費	488,539	7,431	495,970	一般職員 73人
2 造林事業費	594,281	▲ 120,541	473,740	国の内示に伴う減
3 森林の循環整備推進事業費	219,240	4,974	224,214	実施設計に伴う事業費の増
4 県単林道整備事業費	163,639	▲ 79,566	84,073	国の内示に伴う減
5 農村等整備推進交付金(林道分)	2,119	1,031	3,150	事業費確定に伴う増
6 県営林道整備事業費	1,197,392	186,886	1,384,278	国の内示に伴う増
7 団体営林道整備事業費	314,095	▲ 18,000	296,095	国の内示に伴う減
8 県単治山施設長寿命化事業費	5,969	8,831	14,800	実施設計に伴う事業費の増
9 県単治山自然災害防止事業費	369,531	▲ 8,489	361,042	国の内示に伴う減
10 治山施設事業費	70,331	6,494	76,825	実施設計に伴う事業費の増
11 山地災害危険地治山事業費	223,694	29,864	253,558	国の内示に伴う増
12 山地治山総合対策事業費	750,981	47,679	798,660	国の内示に伴う増
13 治山緊急浚渫事業費	29,146	▲ 19,046	10,100	国の内示に伴う減

(11) 水産課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,914,047	337,777	4,251,824	[財源] 国 154,940 県債 150,500 その他 27,410 県 4,927
1 一般職給与費	814,544	10,451	824,995	一般職員 112人
2 大型魚礁設置事業費	196,600	188,460	385,060	国の内示に伴う増
3 宍道湖自然館管理運営費	149,259	1,168	150,427	物価上昇への対応に伴う指定管理料の増
4 漁港海岸保全事業費	226,200	0	226,200	財源更正
5 県単漁港改良事業費	208,448	20,000	228,448	島根半島震災対策事業【個別資料】
6 漁港整備交付金事業費	293,290	70,100	363,390	島根半島震災対策事業【個別資料】
7 水産物供給基盤機能保全事業費	274,850	▲ 1,900	272,950	国の内示に伴う減 島根半島震災対策事業【個別資料】
8 漁港機能増進事業費	28,600	▲ 120	28,480	国の内示に伴う減
9 漁村整備事業費	43,520	22	43,542	国の内示に伴う増
10 離島漁村整備事業費	71,600	1,296	72,896	国の内示に伴う増
11 海岸メンテナンス事業費	20,300	48,300	68,600	島根半島震災対策事業【個別資料】

(12) 沿岸漁業振興課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,129,742	▲ 1,857	3,127,885	[財源] 県 ▲1,857
1 一般職給与費	109,365	▲ 1,857	107,508	一般職員 14人

【特別会計】

農林漁業改善資金特別会計	10,463	▲ 2,607	7,856	[財源] その他 ▲2,607
1 貸付事務費	4,349	▲ 1,740	2,609	R6償還額確定による繰越金の減
2 一般会計繰出金	2,163	▲ 867	1,296	R6償還額確定による繰越金の減

ツキノワグマ対策事業

1 緊急銃猟制度の創設

(1) 概要

人の日常生活圏にツキノワグマ等が出没した場合、以下の4つの条件の全てを満たしたときに、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等（「緊急銃猟」）を可能とする「改正鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）」が本年9月1日に施行

【緊急銃猟を実施するための4つの条件】

- ① クマ等が人の日常生活圏に侵入していること
- ② 人命又は身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること
- ③ 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
- ④ 住民や第三者に銃猟による危害を及ぼす恐れがないこと

(2) 実施方法

- ・市町村長は、市町村職員に指示、又は職員以外の者に委託して実施
- ・地域住民の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は通行制限、避難指示を実施
- ・市町村長は、都道府県知事に応援要請が可能
- ・緊急銃猟の実施に伴う損失（物損）については、市町村長が補償（保険対応等）

2 事業概要

ツキノワグマ等の緊急銃猟を交付対象とするよう拡充された国（環境省）の指定管理鳥獣対策事業交付金を活用し、市町の緊急銃猟の体制整備を支援

【助成対象】

- ・緊急銃猟の捕獲者等への日当、資材購入費、保険料 等

3 予算額

3, 375千円（財源：国2,250千円 県1,125千円）

※市町事業費 4,500千円（国1/2、県1/4、市町村1/4）

スマート農業・農業支援サービス事業導入サポート 緊急対策事業

年度中途において、国の事業を活用した機械導入等の要望が出てきたことから、その実施に必要な県予算の要求を行うもの

1 目的

国事業を活用し、農業支援サービス事業体が新規参入・事業拡大したり、農業現場に合わせたスマート農業技術の導入をする取組を支援し、農業の持続的な発展を図る

【農業支援サービス事業体】

農業者から農作業を受託するサービス（スマート農業に限らない）を展開し、農業者の生産活動を支援する事業体。

2 国事業の概要

(1) 事業名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

(2) 事業概要

小 事 業	事業内容	補助率	補助上限
農業支援サービス事業 育成対策（ソフト）	サービス事業の新設・拡大に必要な 資格取得等に要する経費を支援	定額	15,000 千円
スマート農業機械等導 入支援（ハード）	サービス事業の実施に必要なスマー ト農業機器等の導入等に要する経費 を支援	1/2	30,000 千円

3 事業活用予定

市町村	事業内容	金 額（千円）	
		事業費	補助金額
出雲市、大田市ほか	ドローン操作研修費 自動操舵トラクター 肥料・農薬散布用ドローン 紙マルチ田植機 等	79,952	40,476

4 予算額

40,476 千円（財源：全額国費）

有機米の生産拡大推進事業 (地元企業と連携した紙マルチ栽培導入支援)

1. 目的

有機米の生産拡大の課題となっている雑草防除に効果的な紙マルチ栽培の普及を図るため、県内農機具メーカーと連携し、需要に応じた生産拡大に取り組む農業者等をモデル的に支援

2. 事業内容

(1) 実施主体

島根県、三菱マヒンドラ農機株式会社

(2) 支援対象者の要件

- ① 有機米栽培に意欲のある農業者
(有機JAS認証の取得者及び取得見込者)
- ② 紙マルチ栽培により、有機米栽培の面積を拡大すること
(3年以内に取組面積を1ha以上拡大すること)
- ③ 県内農機具メーカーの技術指導を受け、実践すること
- ④ 地域での実証展示等を設置し、地域内での新規栽培者の誘導に協力すること

(3) 支援内容

- ① 県が支援する内容
 - ア) 紙マルチ栽培の実証に必要な資材代
(1地域当たり最大60万円、最長2年間)
 - イ) 除草作業の実演会、有機米生産技術研修会の開催
- ② 地元企業が支援する内容
 - ア) 紙マルチ田植機の貸出料、運搬費、実装に必要なノウハウ提供

3. 期待される効果

- ① 田植え後の除草回数を減らし、労力低減が図られる
- ② 高い抑草効果により、収量の増と品質の向上が見込まれる
- ③ 紙マルチ機械の共同利用により、産地化が促進される

4. 予算額

3,000千円

(資材代:20千円/10a×3ha×5地区を想定)

島根半島震災対策事業

1. 目 的

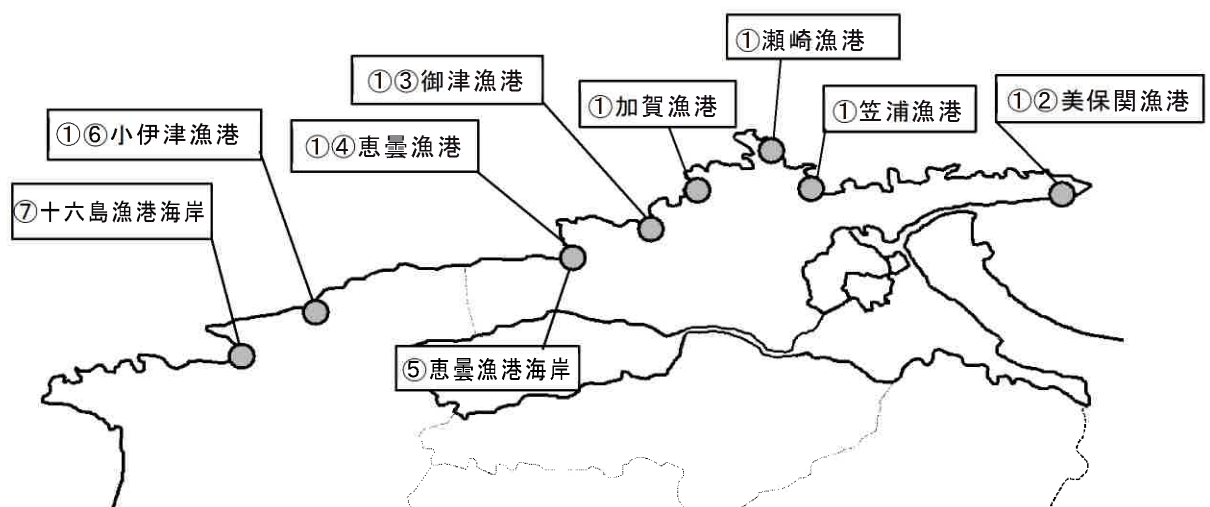
能登半島地震の被害状況を踏まえ、救助・救援活動が期待される漁港において、施設の耐震補強や施設の健全性確保のための修繕等を、令和7年度から10年間で実施する。

2. 事業内容（農林水産部分）

（1）事業内容

No.	事業項目	計画期間	計画額 (百万円)	R7.9月補正	
				予算額 (百万円)	実施内容
①	漁港関連施設の修繕(美保関、笠浦、瀬崎、加賀、御津、恵曇、小伊津)	R7～R16	208	21	・瀬崎漁港の岸壁防舷材の修繕 ・小伊津漁港の護岸の修繕
②	美保関漁港の岸壁修繕	R10～R11	50	—	
③	御津漁港の浚渫・防波堤修繕	R7～R8	52	32	航路の浚渫
④	恵曇漁港の岸壁耐震補強	R8～R11	300	—	
⑤	恵曇漁港海岸保全施設の長寿命化対策	R10～R11	100	—	
⑥	小伊津漁港の防波堤改良	R7～R8	147	74	防波堤の嵩上げ
⑦	十六島漁港海岸保全施設の長寿命化対策	R7～R9	248	51	離岸堤の嵩上げ
計			1,105	176	

（2）事業位置図



3 予算額

176,410千円

(財源：国 75,600千円、県債 73,400千円、その他 27,410千円)

島根県のJ-クレジットの取組について

1 取組の背景

県では、第2期島根県農林水産基本計画において、「カーボンニュートラルの実現に向けた森林の活用」を掲げ、森林整備課内に担当スタッフを配置し体制強化を図るとともに、島根県林業公社経営林での森林吸収系J-クレジットの創出作業を開始。

2 森林吸収系J-クレジットの創出・活用に関する協定の締結

(1) 包括連携協定について

県内での森林吸収系J-クレジットの創出・活用のため、ENEOS 株式会社、島根県森林組合連合会、(一社) 島根県森林協会、(公社) 島根県林業公社並びに島根県は令和7年8月29日に包括連携協定を締結。

○趣旨

島根県の豊富な森林資源を背景に、森林吸収系J-クレジットを創出・活用することで、カーボンニュートラル社会の実現と森林整備の新たな収入源の活用による循環型林業のさらなる促進を図る。

○連携事項

この協定の趣旨に賛同する市町村等が森林吸収系J-クレジットの創出や活用を検討。



(2) 個別の連携協定について

(公社) 島根県林業公社は、包括連携協定を踏まえ、ENEOS 株式会社と島根県林業公社経営林で創出される森林吸収系J-クレジットの創出・活用に関する連携協定を令和7年8月29日に締結。

3 今後の取り組み

(1) 森林吸収系J-クレジット創出の促進

島根県内で森林吸収系J-クレジット創出の取り組みが進んでいくよう市町村や森林組合に働きかける。

(2) 相談窓口の設置

市町村等の森林吸収系J-クレジットの創出・販売をサポートするため、相談窓口を設置した。今後は、森林吸収系J-クレジット創出事務のサポートや事業者と創出者のマッチングを行う。(商工労働部と連携して説明会を開催)

島根型 6 次産業推進事業補助金に関する損害賠償請求事件の判決確定について

1 事件の概要・経過

(1) 被告 和歌山県在住 個人

(2) 原告 島根県

(3) 訴訟提起までの経緯等

① 個人事業主(浜田市内の事業者) ② 被告(①の元経理担当者)

① 補助金交付決定、取消、返還命令について

H28.11 県は、①に対し島根型 6 次産業推進事業補助金 2,664,000 円を交付決定

H29.5 県は、①に対し補助金の額を確定し、補助金支払

R 元.12 ②の補助金不正受給による詐欺罪で起訴

〃 県は、①に対し補助金交付決定の取消及び返還命令

R2.7 ①の自己破産・免責許可確定

R3.10 令和 3 年 9 月議会において①の補助金返還の債権放棄を議決(不納欠損処理)

② 不法行為にかかる損害賠償請求について

R2.2 ②は、詐欺罪で懲役 3 年の実刑判決

R3.6 県は、②に対し損害賠償を請求(納入通知書兼請求書の送付)

R4.5 ②は、県に対し債務承認及び納付誓約書を提出

R6.2 ②は、県に対し債務承認の無効を主張し、損害賠償請求に応じない旨を回答

R7.2 令和 6 年 1 1 月議会の議決により松江地方裁判所に損害賠償請求の訴訟を提起
※請求内容: 補助金 2,664,000 円の損害賠償金と補助金支払日翌日から納入の日までの期間の日数に応じ年 5%の割合で計算した遅延損害金

2 判決の概要

・第 1 回口頭弁論及び弁論終結の日 令和 7 年 6 月 16 日

・判決言い渡し期日 令和 7 年 7 月 7 日(7 月 29 日確定)

(1) 判決内容

原告の訴えを全面的に認め、2,664,000 円及び平成 29 年 5 月 3 日から支払い済みまでの年 5%の割合による金員の支払いを命ずる

(2) 理由

被告は、口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しないため、請求原因事実を争うことを明らかにしないことから、自白したものとみなす

3 今後の対応

損害賠償金の支払い意思・能力の確認及び強制執行のための前段調査を実施

① 判決内容の履行を求める文書の送付(R7.8.8 及び R7.9.24 に発送済)

② 現地調査・本人との面談

「獣医師の育成など酪農業を守るための連携協定」について

1. 目的

県内の農業産出額のうち、生乳は 102 億円（R5）と米に次いで多く、酪農業は重要な産業である。この酪農業を守っていくため、県内の乳業 3 社で組織する島根県乳業協会と協定を締結し、相互が直面する共通課題を連携して取り組む。

2. 協定の内容

（１）締結日 令和 7 年 9 月 17 日（水）

（２）協定締結者 島根県乳業協会 【(有)クボタ牛乳、島根中酪(株)、木次乳業(有)】

（３）協力事項

- ①獣医師を目指す島根県内の学生を増やすための情報発信
- ②生乳の品質を確保するための取組
- ③牛乳・乳製品の消費を拡大するための取組

3. 取組第一弾（牛乳パックを活用した県施策の PR）

（１）内容

獣医師確保対策の広報を無償で掲載

（２）取組期間

令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月

※学校給食や小売り等へ 1 カ月当たり約 100 万パック供給
大きなアナウンス効果を期待



獣医師の仕事紹介ホームページ
二次元コード

【参考】島根県内公務員獣医師数推移

年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
農林水産部	50	46	43	40	38	35	32
うち再任用	3	3	2	3	3	1	2
健康福祉部	35	37	36	34	29	29	25
うち再任用	5	5	6	4	3	3	2
合計	85	83	79	74	67	64	57

第 16 回全日本ホルスタイン共進会（北海道大会）について ～10 年ぶり開催「乳用牛のオリンピック」参加へ～

1. 第 16 回全日本ホルスタイン共進会の概要

（1）目的

国内乳用牛のオリンピックとして 5 年に 1 度開催され、各県の代表牛を一堂に集めて乳用牛の改良進捗を確認し、改良増殖の推進と酪農業の伸展を図る。

※第 15 回大会は新型コロナウイルス感染拡大により中止。

（2）主催：一般社団法人日本ホルスタイン登録協会

（3）期日：令和 7 年 10 月 25 日（土）～26 日（日）

（4）場所：北海道勇払郡安平町（南北海道家畜市場）

（5）出品頭数（予定）：400 頭



2. 出品対策の取組状況

- ・ JA、出品希望農場、行政（県・市）で出品対策会議を開催
- ・ 出品希望農場への出品指導を実施
- ・ 全国大会初出場の出雲農林高校に対し、乳牛の管理やリード技術（牛を引く技術）向上のため、酪農家や県畜産技術センター職員等を講師とした指導研修会を開催
- ・ 高校生等がデザインした PR グッズを作成



3. 島根県代表牛および出品者

最終選抜会（9 月 11 日）により決定

市町村	出品者	代表牛名号	出品区分	備考
出雲市	和田雅樹	MJB サイキック フレーク	未経産 第2部	
出雲市	島根県立出雲農林高等学校	IAHS レラ ドラゴンボール ホワイムーン	未経産 第2部	高等学校特別出品枠
出雲市	河村博文	リバービレッジ ハンコック クリスタル	経産 第10部	

4. 今後のスケジュール

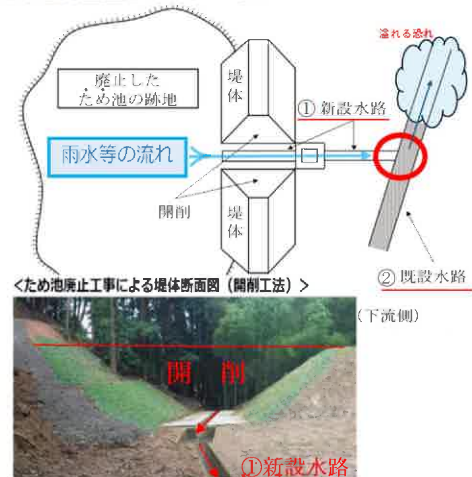
- ・ 島根県知事表敬訪問 10 月 9 日
- ・ 10 月 19 日出品牛出発、10 月 29 日帰着

市町村が実施したため池廃止工事に係る会計検査院の指摘について

1. ため池廃止工事の概要

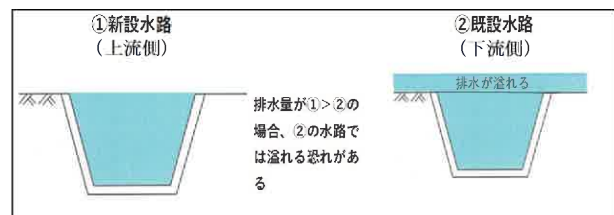
- ・利用されないため池の決壊による被害等を防止するため、ため池の堤体を開削する工事
- ・併せて、①新設水路を整備し、ため池跡地に流入する雨水等を下流の②既設水路へ排水する

＜ため池廃止工事のイメージ＞



2. 指摘の概要

- ・工事で整備した①新設水路（上流側）の排水量が、下流側の②既設水路の排水量を上回り、大雨等の際に、下流側の水路が溢れる恐れがある。
- ・指摘を受けた県：**島根県**、福島県、兵庫県、岡山県、山口県
（検査対象：14県80市町村198か所（R3～6完了分）。その内5県14市町村23か所で指摘）
- ・県内での指摘：3市町7か所
- ・今回の指摘事項は、農林水産省に対する改善指示。これを踏まえ、農林水産省から各都道府県に対して、既設水路への影響の確認等について通知



3. 指摘箇所への対応

- ・県は、市町村に対して、既設水路の状況の確認と対応の検討を指導
 - 溢れる範囲（想定）に住宅や公共施設等がない6か所は対策不要
 - 溢れる範囲（想定）に住宅や公共施設等がある1か所は個別に対策を検討
- ※溢れる量は少ない（溢水高さは7cm程度）

4. 今後の再発防止

- ・県は、農林水産省からの周知を踏まえ、市町村に対して、今後の工事において設計時に、下流域の安全性の確認を実施することを周知・指導するとともに、引き続き連携し、対応をしていく